

平成19年第1回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成19年3月6日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成19年3月23日 午前10時00分			議 長 山 口 要	
	閉会	平成19年3月23日 午前11時04分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留美子	出	15番		
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊佐男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出	

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	福祉課長(本庁)	大森 紹正
	助 役	古賀 一也	農林課長(本庁)	
	教 育 長	杉崎 士郎	商工観光課長(本庁)	宮崎 和則
	総務部長	中島 庸二	建設課長(本庁)	松尾 龍則
	企画部長	桑原 秋則	会計課長	
	市民生活部長	中山 逸男	農業委員会事務局長	
	福祉部長	田代 勇	学校教育課長	江口 常雄
	産業振興部長	井上 新一郎	社会教育課長	石橋 勇市
	まち整備部長	山口 克美	総務課長(支所)	坂本 健二
	教育次長		市民税務課長(支所)	
	嬉野総合支所長	森 育男	保健環境課長(支所)	
	総務課長(本庁)	片山 義郎	福祉課長(支所)	
	財政課長	田中 明	農林課長(支所)	松尾 保幸
	企画課長	三根 清和	商工観光課長(支所)	
	地域振興課長		建設課長(支所)	
	市民税務課長(本庁)		下水道課長	
	保健環境課長(本庁)		水道課長	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	筒井 昇	書記	飯田 邦芳
	書記	太田 長寿		

平成19年第1回嬉野市議会定例会議事日程

平成19年3月23日（金）

本会議第9日目

午前10時 開議

- 日程第1 討論・採決
- 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第6号））
- 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第7号））
- 議案第3号 嬉野市副市長の定数を定める条例について
- 議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う嬉野市条例の整理に関する条例について
- 議案第5号 嬉野市青少年問題協議会条例について
- 議案第6号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 嬉野市下水道事業基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 嬉野市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 嬉野市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 佐賀県西部広域環境組合の設置について
- 議案第14号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約に係る協議について
- 議案第15号 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置の廃止について
- 議案第17号 平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第18号 平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第4号）
- 議案第19号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）

- 議案第21号 平成18年度嬉野市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第22号 平成19年度嬉野市一般会計予算
- 議案第23号 平成19年度嬉野市国民健康保険特別会計予算
- 議案第24号 平成19年度嬉野市老人保健特別会計予算
- 議案第25号 平成19年度嬉野市農業集落排水特別会計予算
- 議案第26号 平成19年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算
- 議案第27号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算
- 議案第28号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算
- 議案第29号 平成19年度嬉野市水道事業会計予算
- 議案第30号 嬉野市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 発議第1号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 発議第2号 嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第4 発議第3号 「ひとにやさしいまち」を宣言する決議について
- 日程第5 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第6 農業委員会委員の推薦について
- 日程第7 委員長報告
- 追加日程第1 発議第4号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書について
- 追加日程第2 発議第5号 違法伐採問題への対応強化を求める意見書について
- 日程第8 閉会中の付託事件について

午前10時 開議

議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。連日、大変お疲れさまでございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．討論・採決を行います。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第6号））について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第1号は原案のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第6号））は承認されました。

次に、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第7号））について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第2号は原案のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第7号））については承認されました。

次に、議案第3号 嬉野市副市長の定数を定める条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第3号 嬉野市副市長の定数を定める条例については可決されました。

次に、議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う嬉野市条例の整理に関する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う嬉野市条例の整理に関する条例については可決されました。

次に、議案第5号 嬉野市青少年問題協議会条例について討論を行います。討論はありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第5号 嬉野市青少年問題協議会条例については可決されました。

次に、議案第6号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第6号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第7号 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第7号 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第8号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第8号 嬉野市税条例の一部を改正する条例につ

いては可決されました。

次に、議案第9号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第9号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第10号 嬉野市下水道事業基金条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第10号 嬉野市下水道事業基金条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第11号 嬉野市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第11号 嬉野市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第12号 嬉野市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第12号 嬉野市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第13号 佐賀県西部広域環境組合の設置について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第13号 佐賀県西部広域環境組合の設置については可決されました。

次に、議案第14号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約に係る協議について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第14号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約に係る協議については可決されました。

次に、議案第15号 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置の廃止について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第15号 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置の廃止については可決されました。

次に、議案第17号 平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第8号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第17号 平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第8号）は可決されました。

次に、議案第18号 平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第18号 平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第4号）は可決されました。

次に、議案第19号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第19号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）は可決されました。

次に、議案第20号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第20号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）は可決されました。

次に、議案第21号 平成18年度嬉野市水道事業会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第21号 平成18年度嬉野市水道事業会計補正予算（第4号）は可決されました。

次に、議案第22号 平成19年度嬉野市一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第22号 平成19年度嬉野市一般会計予算は可決されました。

次に、議案第23号 平成19年度嬉野市国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第23号 平成19年度嬉野市国民健康保険特別会計予算は可決されました。

次に、議案第24号 平成19年度嬉野市老人保健特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第24号 平成19年度嬉野市老人保健特別会計予算は可決されました。

次に、議案第25号 平成19年度嬉野市農業集落排水特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第25号 平成19年度嬉野市農業集落排水特別会計予算は可決されました。

次に、議案第26号 平成19年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第26号 平成19年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算は可決されました。

次に、議案第27号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第27号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算は可決されました。

次に、議案第28号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第28号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算は可決されました。

次に、議案第29号 平成19年度嬉野市水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第29号 平成19年度嬉野市水道事業会計予算は可決されました。

次に、議案第30号 嬉野市監査委員条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第30号 嬉野市監査委員条例の一部を改正する条例については可決されました。

日程第2．発議第1号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、山口榮一議員。

13番（山口榮一君）

それでは、発議第1号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について、案をお示しいたします。

まず、

嬉野市議会委員会条例（平成18年嬉野市条例第152号）の一部を改正する条例を別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年3月23日提出

嬉野市議会議長 山口 要 様

提出者は、私ほか議運のメンバーでございます。

理由といたしましては、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）の施行に伴い、条例の一部を改正する必要があるということでございます。

嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例

嬉野市議会委員会条例（平成18年条例第152号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「は、議長が会議に諮って指名する」を「の選任は、議長の指名による」に改め、同条第2項中「会議に諮って」を削る。

第14条（見出しを含む。）中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に、同条中「議会」を「議長」に改める。

第22条第1項中「昭和22年法律第67号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第30条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

ということでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成19年4月1日から施行するということでございます。

あとは改正案と現行ということで示してありますが、第8条「常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任は、議長の指名による。」と改正案はなっておりますが、現行は、第8条に「常任委員、議会運営委員及び特別委員は、議長が会議に諮って指名する。」となっております。その分が議長の指名によるということに改正をされることとなります。

2番目の、「議長は、常任委員の申出があるときは、当該常任委員の委員会の所属を変更することができる。」というふうに改正されることとなります。現行は、「議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該常任委員の委員会の所属を変更することができる。」ということになっているようです。

次に、改正案として（委員の辞任）ということがございますが、第14条「委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。」と。現行では（議会運営委員及び特別委員の辞任）ということで、第14条に「議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。」となっておりますが、議長の許可を得ることで、ここが変わっております。

次に、（秩序保持に関する措置）として、現行は、第22条「委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号）、」となっております。改正案では「。以下「法」という。」ということで「。」となっております。

それから、現行の（記録）のところで、第30条「委員長は、職員に会議の概要、出席委員の氏名など必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印をしなければならない。」というところに、その下に2項を新しく「前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。」となっております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

それでは、発議第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第1号の質疑を終わります。

これから発議第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第1号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時23分 再開

議長（山口 要君）

再開します。

日程第3 . 発議第2号 嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、山口榮一議員。

13番（山口榮一君）

それでは、

発議第2号

嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則について

嬉野市議会会議規則（平成18年嬉野市議会規則第1号）の一部を改正する規則を別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年3月23日提出

嬉野市議会議長 山口 要 様

提出者は、私ほか議運のメンバーでございます。

理由といたしましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、規則の一部を改正する必要があるということでございます。

この規則については、委員会による議案提出が可能になったことに伴う改正点でございます。

それから、一般質問の90分を明記したことに伴う改正。

それから、会議録の記載事項といたしまして、記録を電磁的記録により作成することができるようになったということでございます。

中身を後で見ただけであればと思っておりますが。

以上です。

議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時26分 再開

議長（山口 要君）

再開します。

それでは、発議第2号について質疑を求めます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第2号の質疑を終わります。

これから発議第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第2号 嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決されました。

日程第4．発議第3号 「ひとにやさしいまち」を宣言する決議についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、山口榮一議員。

13番（山口榮一君）

それでは、発議第3号「ひとにやさしいまち」を宣言する決議について申し上げます。

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年3月23日提出

嬉野市議会議長 山口 要 様

提出者、私ほか議運のメンバーでございます。

理由といたしまして、「ひとにやさしいまち」を宣言することにより、観光振興、障害者の社会参加や心豊かな人間性の育成に寄与し、また、その実現に向け市民、事業者の参加を促すことにより、対外的なイメージ向上を図るためということでございます。

「ひとにやさしいまち」を宣言する決議（案）でございます。

嬉野温泉は古よりよく人の病を癒すとして知られ、塩田津も近隣の物流の拠点として荷揚げの音が響き、ひとと人のふれあいのなかで栄えてきました。

湯治や商いを通して培った真心のこもったもてなしの精神は、いまま連綿として流れ続けています。

私たちは、嬉野市を訪れるすべてのひとが、障がい者・高齢者・外国人の別なく障害（バリア）から解放され、嬉野の風景・人情・歴史に触れ親しみ、街角の散策や観光施設において安心感と心のゆとりを感じることができるまちづくりに努めます。

私たち嬉野市民は、市民自身も含めて、互いを理解尊重し、思いやることを学び、先人から受け継いだ財産といえるもてなしの心を保ちつつ、すべての人に向けた意匠（ユニバーサルデザイン）の合理性を加味した、だれもがあたりまえに住みよく楽しい嬉野市を実現するため、ここに「ひとにやさしいまち」を宣言します。

以上決議する。

平成19年3月23日

佐賀県 嬉野市議会

以上でございます。

議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

それでは、発議第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。副島議員。

6番（副島孝裕君）

この件に関して、私も議案質疑のときに市長にお尋ねをしました。その折の答弁によりますと、総合支所3階の利用方法について、決定をしてから考慮をするというお考えをお聞きしました。また、その折に、その裏手にあります文化センターの施設で男女共同参画フォーラムのときに、お年寄りのこともお話をしました。

私もうっかりしておりまして、当日、議案審議のときに「日本一のバリアフリーのまちを目指して」というような、こういう立派な書類ができておることを確認するのを忘れまして、議案質疑をするときにこういうのがないかなと思って私も探しておりましたが、ちょっと私も見当たらずで、結果的にはこれを後から知ったわけですが、やはり日本一のバリアフリーを目指すとするならば、そういう情報発信をする一番大事な、市のそういう大事な施設にエレベーターの施設もないということで、こういうのを市民に問いかけていいのでしょうか。その辺をお尋ねします。

議長（山口 要君）

山口榮一議員。

13番（山口榮一君）

ここに、「ひとにやさしいまち」を宣言するということを決議していただきましたならば、そういう面も含めて、執行部に対してもお願いをしてみたいというふうに考えております。今後のことでございますので、今ここでどうこうということはできませんが、できるだけそういう方向に向けて考えていただくような方策をとっていきたいというふうに考えております。

議長（山口 要君）

副島議員。

6番（副島孝裕君）

ただいまの委員長の御返答どおり、市民も非常に注目をして見ているわけですから、こういう資料が恥をかかないように、執行部として早急な対応を強く望みます。

以上です。（拍手）

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

どうせ私が言っても変わらないと思いますけど、提出者を含めて「ひとにやさしいまち」、私はこれには賛同です。ただ、今回の予算と連動した形の中でやられるのはちょっと疑問も感じるわけですが、ただ、対外的なイメージの向上を図るということも理由にされているわけですね、この決議をするに当たって。例えば、「ひとにやさしいまち嬉野」を宣言する決議とか、そういういろんな案とかは出なかったんですか。そこだけ。

議長（山口 要君）

山口榮一議員。

13番（山口榮一君）

これですね、そこにはっきりそういう問題は出なかったわけですが、議運の中で出されたのは、この宣言をしていただきたいというふうなある団体からの申し出でございましたので、それを議運に諮って検討をしたわけですが、これはぜひ必要じゃないかということで、議運の方でも決定をしていただいたことでございます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第3号の質疑を終わります。

これから発議第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第3号「ひとにやさしいまち」を宣言する決議については原案のとおり可決されました。

日程第5．佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約第8条第2項第1号の規定により、議員の定数は1人です。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に神近勝彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました神近勝彦議員を佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました神近勝彦議員が佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選いたしました神近勝彦議員が議場におりますので、嬉野市議会会議規則第31条第2項の規定により当選の告知を行います。

日程第6．農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

議会推薦農業委員の辞任に伴い、3月5日付で嬉野市長より後任の委員の推薦について依頼がっております。推薦委員数は1人です。

後任の農業委員として川原等議員を指名し、推薦したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員会委員として川原等議員を推薦することに決定いたしました。

日程第7．委員長報告を議題とします。

各常任委員会に付託しておりました陳情の審査結果について委員長に報告を求めます。

まず、総務企画常任委員会に対し、平成18年第4回定例会に付託し継続審査となっていた陳情の審査結果について報告を求めます。野副道夫総務企画常任委員長。

総務企画常任委員長（野副道夫君）

陳情の審査について御報告を申し上げます。

12月議会で付託を受けておりましたけれども、12月議会のときには、もう少し時間をかけて慎重にやりたいというようなことで継続審査といたしておりました。今回、3月議会で審査をいたしましたので、その内容を御報告申し上げます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第100条の規定により報告をいたします。

件名は、「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める市議会での意見書採択についての陳情でありました。

結果につきましては、採択であります。

理由は、願意妥当と認める。同和団体による度を越えた要求が問題となっているものの、人権救済の推進は必要であるという判断に立ち採択をしたということであります。

以上です。

議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑を求めます。質疑ありませんか。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時38分 再開

議長（山口 要君）

再開します。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、平成18年陳情第19号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める市議会での意見書採択についての陳情書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、平成18年陳情第19号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める市議会での意見書採択についての陳情書について採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、平成18年陳情第19号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める市議会での意見書採択についての陳情書については採択とすることに決定いたしました。

次に、本定例会で文教厚生常任委員会に付託した陳情の審査結果について報告を求めます。神近勝彦文教厚生常任委員長。

文教厚生常任委員長（神近勝彦君）

それでは、陳情審査の結果について御報告を申し上げます。

文教厚生常任委員会に付託されました事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第100条の規定により御報告申し上げます。

事件番号、平成19年陳情第3号。

件名、学校施設・設備に関する要望書。

審査の結果でございます。採択ということで決定をいたしました。

理由につきましては、現地を踏査しました結果、願意妥当と認めました。児童の環境を考えた場合、早急な対応が必要であると思っておりますので、所管課に申し入れます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、平成19年陳情第3号 学校施設・設備に関する要望書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、平成19年陳情第3号 学校施設・設備に関する要望書は採択とすることに決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会に対し、平成18年第4回定例会に付託し継続審査となっていた陳情及び本定例会で付託した陳情の審査結果について、一括して報告を求めます。川原等産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（川原 等君）

産業建設委員会に付託されました陳情審査について報告いたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第100条の規定により報告をいたします。

事件の番号は、平成18年陳情第21号 森林・林業基本計画と地球温暖化防止対策の具体化に向けた政策の確立を求める要請書。

この分について継続審査といたしておりましたが、今回、採択といたしました。

理由としまして、地球温暖化防止は我々が未来に対し責任を負うものであり、そのためにも違法伐採問題に対しては対応を強化すべきであるという理由であります。

次に、平成18年陳情第25号（市道の安全確保に関する）陳情書。

審査の結果、採択といたしました。

現地はいつ事故が起きてもおかしくない状態であり、早急に安全対策を講じるとともに、工事については県とも協議をし、計画的に進めるよう所管課に申し入れをいたします。

次に、平成19年陳情第2号（公衆トイレ設置の）陳情書についてであります。

この分については、審査の結果、不採択といたしました。

現地調査による対面調査の結果、陳情書と内容が異なっていたため、陳情者に対し再検討されるようお願いをいたします。

以上で終わります。

議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。梶原議員。

3番（梶原睦也君）

公衆トイレの件なんですけれども、対面調査の結果、陳情書と内容が異なっていたという

のは、こういった内容だったのかお聞きしたいんですけど。

議長（山口 要君）

川原等産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（川原 等君）

陳情書の内容の一部、中間ほどに書いてありますけれども、第7区画が位置的にも中間点にあり、公衆トイレの設置をお願いいたしますということで表記をされておりました。現地に行ってみまして、第七区画の中に公園用地があります、この区画内にですね。その分の対応ということで出てきましたけれども、実際、陳情者と話し合いをしましたら全く別の地域ですね、ちょっと話のつじつまが合わなくて、区長さんたちとも話をしましたけれども、再度検討をしてまたお願いするということになりましたので、このような不採択といたしております。後でまたいろんな観光協会とか、そういう方面からの話し合いもされて出てくると思いますけれども。

以上です。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、平成18年陳情第21号 森林・林業基本計画と地球温暖化防止対策の具体化に向けた政策の確立を求める要請書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、平成18年陳情第21号 森林・林業基本計画と地球温暖化防止対策の具体化に向けた政策の確立を求める要請書は採択とすることに決定いたしました。

次に、平成18年陳情第25号（市道の安全確保に関する）陳情書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、平成18年陳情第25号（市道の安全確保に関する）陳情書については採択とすることに決定いたしました。

次に、平成19年陳情第2号（公衆トイレ設置の）陳情書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時47分 再開

議長（山口 要君）

再開します。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案を採択とすることに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。したがって、平成19年陳情第2号（公衆トイレ設置の）陳情書は不採択とすることに決定をいたしました。

なお、平成18年陳情第25号及び平成19年陳情第3号については、後日、執行部へ申し入れを行いたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時50分 再開

議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

お諮りします。平成18年陳情第19号「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める市議会での意見書採択についての陳情書が採択されたのに伴い、ただいま野副道夫議員外7名から発議第4号「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書についてが提出されました。

また、平成18年陳情第21号 森林・林業基本計画と地球温暖化防止対策の具体化に向けた政策の確立を求める要請書が採択されたのに伴い、川原等議員外5名から発議第5号 違法伐採問題への対応強化を求める意見書についてが提出されました。

これらを追加議事日程として日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第4号及び発議第5号を日程に追加し、追加日程

第1及び追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1．発議第4号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、野副道夫議員。

14番（野副道夫君）

発議第4号

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書について

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年3月23日提出

嬉野市議会議長 山口 要 様

提出者、私、以下総務企画委員会の面々でございます。

提出をいたします理由は、新たな人権の確立に向けた法律の制定を実現するためということでございます。

意見書（案）について御説明を申し上げます。

「人権侵害の救済に関する法律」の早期実現を求める意見書（案）

我が国においては、日本国憲法のもと、すべての国民は基本的人権の享有を妨げられず、法のもとに平等とされている。

しかしながら、ハンセン病回復者に対する宿泊拒否問題、犯罪被害者やその親族等に対するプライバシーの侵害、また地区を特定して誹謗中傷をインターネット上で繰り返すなどの人権侵害事案が生起している状況である。

このような人権侵害事案については、その具体的救済の手段である人権侵害救済制度の確立が急務である。

よって、政府におかれては、人権擁護推進審議会の答申及び国連で採択された国内機構の地位に関する原則、いわゆるパリ原則を踏まえ、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある新たな人権委員会の設置や、人権擁護委員制度については効果的な人権擁護の観点から、国、地方公共団体、その他関係団体等と緊密な連携を図り、人権救済の積極的推進を期すこと等を内容とした「人権侵害の救済に関する法律」を早期に制定されるよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月23日

以下、提出先は衆参両議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣。
以上です。

議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから発議第4号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第4号の質疑を終わります。

これから発議第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第4号は原案どおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第4号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書については可決されました。

次に、追加日程第2．発議第5号 違法伐採問題への対応強化を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、川原等議員。

8番（川原 等君）

発議第5号

違法伐採問題への対応強化を求める意見書について

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年3月23日提出

嬉野市議会議長 山口 要 様

提出者、川原等、以下産業建設委員会の皆さんです。

理由として、地球温暖化防止は我々が未来に対し責任を負うものであり、そのためにも違法伐採問題に対しては対応を強化すべきであるため。

以上でございます。

違法伐採問題への対応強化を求める意見書（案）

地球温暖化が世界的規模で危惧される中、その防止対策における森林の果たす役割は極めて重要な位置づけとなっている。

森林は、森林資源の供給、生物多様の維持、地球環境の保全など多面的機能を有している。

国内のみならず世界中の森林が、その機能を最大限且つ持続的に発揮出来るように努めなければならない。

しかし、違法伐採などにより、開発途上地域の熱帯林を中心に世界の森林の減少が続いており、木材輸出国の自然環境のみならず、地球環境への影響が懸念され、各国における持続可能な森林経営の取組を著しく阻害するものとなる。

また、我が国においては深刻な林業不振が今なお続いており、その一因に輸入材の二割を占めるといわれる違法伐採された外材（761ページで訂正）である。この量は国産材の量に匹敵するものであり、国内の林業経営に壊滅的な打撃を与えるものであり、地球温暖化防止対策の一環であり森林整備の推進を著しく妨げるものとなっている。

このため、違法伐採問題については国際社会が協力して、森林の保全などを進め、世界全体で持続可能な森林経営を推進していくことが必要である。

昨年7月、（761ページで訂正）イギリスのグレンイーグルスで開催された主要国首脳会議において「違法伐採の取組は森林の持続的経営の第一歩である」旨が合意され、今年7月と書いてあるのを昨年7月に訂正をいたします。昨年7月に開催されたロシアのサンクトペテルブルクでの同会議においても、その重要性が再認識され、世界有数の木材輸入国である我が国も、違法伐採問題に対する取組を強化することが求められている。

よって、国においては「違法伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方に基づく政府調達の実施や、違法伐採木材の輸出入規制に関する国際的な取組・協力など、違法伐採問題への対応をさらに強化されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月23日

佐賀県嬉野市議会

議長 山口 要

提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三様、以下関係大臣でございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

川原議員、これが一昨年、これが昨年。

8番（川原 等君）続

失礼しました。再度訂正をお願いします。

「昨年7月、イギリスのグレンイーグルス」、この文書の中で「昨年7月、」を「一昨年7月、」で訂正をお願いします。

議長（山口 要君）

ただいまの意見書（案）については、委員長の方から訂正があったとおりであります。そのことを含みおいて、これから発議第5号 違法伐採問題への対応強化を求める意見書について質疑を行います。質疑ありませんか。太田議員。

12番（太田重喜君）

上から12段目、外材というのは外国産材の方がよくはないかと思えますけど、外国産木材。外材という言葉になっとるばってん。上から12行。正式な言い方で。（「そうですね、わかりました。外国産材」と呼ぶ者あり）外国産木材。（「外国産木材。はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

ただいまの意見書の中で、「違法伐採された外材」を「違法伐採された外国産木材」に御訂正をお願いいたします。

これから発議第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第5号 違法伐採問題への対応強化を求める意見書については可決されました。

ただいま可決されました発議第4号及び発議第5号の意見書は、後日、関係大臣等へ送付いたします。

日程第8．閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び特別委員会委員長からお手元に配付しました別紙付託文書表のとおり、閉会中もなお継続して調査したいとの申し出がっております。

お諮りします。各委員長からの申し出のあったとおり、閉会中の継続調査とすることに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出をされました案件の質疑・討論・採決など、すべての日程が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいままでに議決されました各議案について、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

会議を閉じます。

平成19年第1回嬉野市議会定例会を閉会いたします。連日、大変お疲れさまでございました。

午前11時4分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員